

別紙

諮問第1009号、第1010号

答 申

1 審査会の結論

「ぱちんこ遊技機等の入替に係る変更承認申請調査報告書（〇〇警察署ほか1署のもの）」を一部開示とした決定及び「警察庁からの本件通知を受けた文書の警察署への通知等の公文書」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「ぱちんこ遊技機等の入替に係る変更承認申請調査報告書（〇〇警察署、〇〇警察署作成のもの）」、「警察庁からの本件通知を受けた文書の警察署への通知等の公文書」の開示請求に対し、警視総監が平成28年2月10日付けで行った一部開示決定及び同年2月4日付けで行った非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 「警察署の保安係員がぱちんこ遊技機の入替えの際にぱちんこ遊技機について現場で調査した際に作成したぱちんこ遊技機等の入替に係る変更承認申請調査報告書（平成27年4月に〇〇警察署、〇〇警察署で作成されたもの）」（以下「本件開示請求1」という。）について、個々の店舗の詐欺行為を明確にする為に非開示にした調査内容、調査結果を直ちに開示すべきである。非開示理由として、「公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。」とあるが、非開示にすることにより、警視庁、各

警察署、検査機構、業界の癒着の状況を隠匿、犯罪の時効をたくらむもので、刑事訴訟法、刑法、国家公務員法、地方公務員法等の犯罪であり、審査請求人の最高検察庁への告発を妨害するものである。最高検察庁に告発の為、早急に開示されたい。国民の為の貴重な調査情報であり、審査請求人等の告発により、警視庁官僚、検査機構、業界の証拠隠滅及び特別公務員の職権濫用等が立証できる重要な公文書であり、非開示による犯罪の時効は許されない。

イ 「警察庁からの本件通知を受けた文書の警察署への通知等の公文書の開示を求めます。」(以下「本件開示請求2」という。)について、警視庁から各警察署長への通達が存在しないということは、ぱちんこ遊技機の不正改造である「一般入賞口に玉が全く入らない」賭博に類する機械メーカーの出荷、改造を審査時に黙認し、詐欺行為に加担したことになる。組織ぐるみで由々しき事実である。本件のぱちんこ遊技機の不正改造等の犯罪捜査が一切されていない事実は、警察庁が警視庁、道府県警察、警察署等に通達後、半年間苦情を受け付けられないよとの通達で明確である。その間、不当にも消費者に何ら保障せずに、証拠隠滅を図り遊技機等を入れ替えた事実の公文書を隠匿した、非開示の不当な決定である。全国を指導すべき警察庁の責任は重大であり、警視庁は全国の約1割の遊技機等を審査しているので、その責任は重大である。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) ぱちんこ遊技機等の入替に係る変更承認申請調査報告書について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）2条各号に風俗営業の業種が列挙され、同条4号においてまあじゃん屋、ぱちんこ屋その他施設を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業と定められ、ぱちんこ屋は風俗営業の対象業種である。風営法9条で風俗営業者は設備の変更をしようとするときはあらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない旨定められ、管轄警察署で変更承認申請を受け付けている。管轄警察署は

ぱちんこ業者から提出された申請書類の審査をした後、現場実査を実施して申請どおりにぱちんこ遊技機が設置されているか確認し、ぱちんこ遊技機等の入替に係る変更承認申請調査報告書（以下「変更承認申請調査報告書」という。）を作成している。

(2) 本件開示請求1に係る変更承認申請調査報告書の非開示理由について

ア 「決裁」及び「調査担当者」欄の非開示とした警察職員の「氏名」及び「印影」並びに「調査日時」、「撤去機の措置」及び「遊技機の設置台数等」欄の非開示とした警察職員の「印影」（以下「本件非開示情報1」という。）は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当する。警視庁では、非管理職職員の氏名を公表していないことから、同号ただし書イに該当せず、ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、公にすることにより、当該職員又はその家族が不法行為の対象となり、その生命、身体及び財産が脅かされるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条4号に該当する。

イ 「調査内容」及び「調査結果」欄（以下「本件非開示情報2」という。）には、変更承認申請調査に関する判断基準及び着眼点が記載されており、公にすることにより、調査の手法、着眼点等が明らかとなり、変更承認申請調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する。

調査の手法等が明らかとなると、違法行為を企図する者により違法な機材が装着されたり、不正に釘を曲げるなど実査における調査内容以外の部分において不正な改造が巧妙に行われる可能性が否定できず、不当な行為を容易にするおそれがあり、変更承認申請調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 「ぱちんこ店～立会者」欄の個人の「氏名」（以下「本件非開示情報3」という。）は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号に該当する。また、ただし書のいずれにも該当しない。

エ 「ぱちんこ店～立会者」欄の個人の「印影」（以下「本件非開示情報4」という。）

は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号に該当する。また、ただし書のいずれにも該当しない。

また、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当する。

(3) 本件開示請求2に係る非開示決定について

警察庁から受領した文書は、いずれもばちんこ業界全体の取組による自浄作用を期待した趣旨であり、実施機関としてもその推移を見守る段階であったため、各警察署へ文書を発出していない。よって、本件開示請求2に係る公文書については、作成しておらず、存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 6月 7日	諮問（諮問第1009号、第1010号）
平成28年 6月30日	新規概要説明（第143回第三部会）
平成28年12月19日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第1009号、第1010号）
平成28年12月20日	実施機関から説明聴取（第148回第三部会）
平成29年 1月23日	審査請求人から意見書收受 （諮問第1009号、第1010号）
平成29年 1月27日	審議（第149回第三部会）
平成29年 2月24日	審議（第150回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1009号、第1010号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象公文書及び本件請求文書について

実施機関は、本件開示請求1に対して、平成27年4月に〇〇警察署で作成された変更承認申請調査報告書107件及び〇〇警察署で作成された変更承認申請調査報告書46件、合計153件（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別表に掲げる本件非開示情報1から4までを非開示とする一部開示決定を行った。

また、本件開示請求2に係る請求文書（以下「本件請求文書」という。）については、作成していないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、

刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、非管理職の警察職員の氏名及び印影である。非管理職の警察職員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例7条2号本文に該当する。実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報1は同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は条例7条2号に該当し、同条4号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、変更承認申請調査に関する判断基準及び着眼点が記載されている。

実施機関は、過去に悪意のある第三者が出玉を多くするようにプログラムされた違法な機材を取り付けるなどの事案も発生しており、本件非開示情報2が明らかになると、違法行為を企図する者により犯罪行為を容易にするおそれがあり、変更承認申請調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

そこで、審査会が検討したところ、ぱちんこ店に対する様々な不法事案が発生している状況に鑑みれば、本件非開示情報2を公にすることにより、犯罪行為を企図する者がぱちんこ遊技機の入替において各種工作を講じること等、違法な行

為を容易にするおそれは否定できず、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持することを目的とする風営法の変更承認申請調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、ぱちんこ店の立会者氏名が記載されている。これは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、ぱちんこ店の立会者の印影であり、これは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報4については、条例7条2号に該当し、同条4号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

オ 本件請求文書の不存在の妥当性について

実施機関は、警察庁から受領した文書は、いずれもぱちんこ業界全体の取組による自浄作用を期待した趣旨のものであり、実施機関としてもその推移を見守る段階であったため、各警察署へ文書を発出していないことから、本件請求文書については、作成しておらず、存在しないと説明する。

これに対し、審査請求人は、警視庁から各警察署長への通達が存在しないということは、ぱちんこ遊技機の不正改造である「一般入賞口に玉が全く入らない」賭博に類する機械メーカーの出荷、改造を審査時に黙認し、詐欺行為に加担したことになるなどと主張する。

そこで審査会は、警察庁が警視庁等に発出した「デジパチに関して一般入賞口に

玉が全く入らないぱちんこ遊技機について（通知）」（平成27年6月23日付警察庁丁保発第142号）、「一般社団法人遊技産業健全化推進機構による遊技機性能調査の実施について（通知）」（平成27年5月21日付警察庁丁保発第110号）、「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の撤去について（通知）」（平成27年11月6日付警察庁丁保発第197号）」の内容を確認したところ、いずれもぱちんこ業界全体の取組による自浄作用を期待し、業界団体の自主的な取組を尊重する趣旨であること及び回収の対象となる型式、回収期間等については今後通知がなされる旨の記述が確認できた。

以上のことを踏まえると、ぱちんこ業界全体の取組の推移を見守る段階であったため各警察署へ文書を発出していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

久保内 卓亜、鴨木 房子、木村 光江、山田 洋

別表

本件 非開示 情報	非開示部分	非開示理由及び非開示条項
1	<p>・「決裁」及び「調査担当者」欄の非開示とした警察職員の「氏名」及び「印影」</p> <p>・「調査日時」、「撤去機の措置」及び「遊技機の設置台数等」欄の非開示とした警察職員の「印影」</p>	<p>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。</p> <p style="text-align: right;">(条例7条2号該当)</p> <p>公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p style="text-align: right;">(条例7条4号該当)</p>
2	<p>「調査内容」及び「調査結果」欄</p>	<p>ぱちんこ遊技機等の入替に係る変更承認申請調査に関する判断基準及び着眼点が記載されており、公にすることにより、調査の手法、着眼点等が明らかとなり、ぱちんこ遊技機等の入替に係る変更承認申請調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p style="text-align: right;">(条例7条6号該当)</p>
3	<p>「ぱちんこ店～立会者」欄の個人の「氏名」</p>	<p>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。</p> <p style="text-align: right;">(条例7条2号該当)</p>
4	<p>「ぱちんこ店～立会者」欄の個人の「印影」</p>	<p>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。</p> <p style="text-align: right;">(条例7条2号該当)</p> <p>公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p style="text-align: right;">(条例7条4号該当)</p>